平成２２年（フ）第９２９号
北九州市小倉南区富士見１丁目６番21―203号
債務者　池田　幸助
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３０号
北九州市門司区大里桃山町２番２号
債務者　松下　眞澄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４６号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目１番４号カルティエ星ヶ丘Ⅰ202号
債務者　髙木　博幸
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４７号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目１番４号カルティエ星ヶ丘Ⅰ202号
債務者　髙木　文枝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９６８号
北九州市門司区大字畑2149番地８
債務者　中村　沙織
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９６号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目１番24号12号室
債務者　延原　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０００号
北九州市戸畑区新池１丁目11番24―610号
債務者　福澄イツ子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１３号
大分市大字荏隈304番地の１スカイコート大石町Ｎｏ．１―107
債務者　高橋　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番52―44号
債務者　藤井江利子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市池之上町11番１号新川住宅10号
債務者　辻　　浩一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
鹿児島県鹿児島市池之上町11番１号新川住宅10号
債務者　辻　　利果
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
鹿児島県鹿児島市池之上町８番24号池之上レジデンス202、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市石谷町1920番地56
債務者　坂元　隆博
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目35番21号コーポシェラ105号
債務者　長野　勝哉
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番33―54号
債務者　山﨑　照代
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
鹿児島県鹿児島市山下町８番14号五島平和ビル４階
債務者　中尾　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
鹿児島県鹿児島市山下町８番14号五島平和ビル４階
債務者　中尾マリ子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目８番７号
債務者　野間川内節子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係